

○福岡市企業立地促進条例施行規則

平成24年5月7日

規則第77号

改正 平成25年3月28日規則第80号

平成26年2月27日規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、福岡市企業立地促進条例(平成24年福岡市条例第22号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例に定めるもののほか、次の各号に掲げる用語の区分に従い、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事務所等 知識創造型産業、健康・医療・福祉関連産業、環境・エネルギー関連産業若しくはアジアビジネスの用に供する事務所若しくは研究開発の施設又は本社機能等を有する事務所若しくは研究開発の施設をいう。
- (2) 物流施設 物流関連業の用に供する荷さばき、保管、流通加工等の機能を有する施設及び附帯施設をいう。
- (3) 工場 都市型工業の用に供する製品の製造又は加工の機能を有する施設及び附帯施設をいう。
- (4) 事業所 事務所等、物流施設、工場及び大規模集客施設をいう。
- (5) 新設 市内において新たに事業所を設置して事業を開始することをいう。
- (6) 移転 市内の事業所の全部又は一部を廃止し市内において新たに事業所を設置して事業を開始することをいう。
- (7) 施設提供 企業に対して事業所の用に供する建物を賃貸により提供することにより新設又は移転が行われることをいう。
- (8) 所有型企業立地 新たに土地及び建物又は建物を所有して行う新設、移転又は施設提供(以下「新設等」という。)をいう。
- (9) 賃借型企業立地 新たに建物を賃借して行う新設又は移転をいう。
- (10) 外資系企業 外国企業等であって次に掲げる企業をいう。
 - ア 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体又は外国に主たる事務所を有する法人その他の団体
 - イ 企業であって、アに掲げるもの若しくは外国人のいずれか(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条第2号に規定する外国人をいう。以下この号において同じ。)又はアに掲げるもの及び外国人の保有株式の数又は出資の金額の当該企業の発行済株式の総数又は出資総額に占める割合が100分の50を超えるもの
(平成25規則80・一部改正)

(交付対象事業)

第3条 対象分野等のうち条例第4条の規定による交付金(以下「立地交付金」という。)の交付の対象となる新設等(以下「交付対象事業」という。)は、別表第1に定める事業、機能又は施設に係る新設等とする。

(交付の要件等)

第4条 所有型企業立地に対し立地交付金を交付する要件及び立地交付金の額は、別表第2に定めるとおりとする。

2 賃借型企業立地に対し立地交付金を交付する要件並びに立地交付金の額及び立地交付金を交付する期間は、別表第3に定めるとおりとする。

(交付対象事業の認定の申請)

第5条 立地交付金の交付を受けようとする者は、新設等に係る計画を作成し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日の前日(その日が休日(福岡市の休日を定める条例(平成2年福岡市条例第52号)第1条第1項に規定する本市の休日をいう。以下この項において同じ。)に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日)までに福岡市立地交付金交付対象事業認定申請書(様式第1号)を市長に提出し、その認定を受けなければならない。

(1) 所有型企業立地の場合(土地及び建物を所有して行う場合に限り。) 土地の売買契約を締結する日又は建物の売買契約若しくは建設工事請負契約を締結する日のいずれか早い日

(2) 所有型企業立地の場合(建物を所有して行う場合に限り。) 建物の売買契約又は建設工事請負契約を締結する日

(3) 賃借型企業立地の場合 建物の賃貸借契約を締結する日

2 福岡市立地交付金交付対象事業認定申請書には、次に掲げる書類その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(1) 企業概要書

(2) 事業計画書

(3) 施設計画書

(4) 役員名簿

(5) 外資系企業であることが確認できる書類(前項の計画が別表第1アジアビジネスの項に定める事業に係る新設等又は別表第2備考第7項若しくは別表第3備考第6項に定める新設に係るものである場合に限り。)

(交付対象事業の認定)

第6条 市長は、前条第1項の規定による認定の申請(以下「認定申請」という。)の内容が次の各号のいずれにも該当するときは、認定申請に係る新設等について交付対象事業であることを認定し、福岡市立地交付金交付対象事業認定通知書(様式第2号)により認定申請を行った者に通知するものとする。

(1) 別表第1に定める事業、機能又は施設に係る新設等であること。

(2) 別表第2又は別表第3に定める要件を満たす新設等であること。

(3) 認定申請の日から新設等を実施する日までの期間が、所有型企業立地の場合にあつては3年(本市所有の土地を取得して実施する新設等の場合であつて、売買契約の手続きに期間を要し、認定申請の日から3年以内に新設等を実施することが困難である場合その他の市長が特に認める場合にあつては、市長が定める期間)以内、賃借型企業立地の場合にあつては1年以内であること。

(4) 新設等により開始される事業又は設置される機能若しくは施設が、当該新設等を実施した日から10年(賃借型企業立地の場合にあつては、5年)以上の期間継続され、又は維持されることが見込まれること。

- (5) 新設等により設置される事業所において常用雇用者(雇用保険法(昭和49年法律第16号)第4条第1項に規定する被保険者をいう。以下同じ。)が、前号に定める期間、雇用されることが見込まれること。
- (6) 新設等により設置される事業所において新たに常用雇用者が雇用されること(本社機能等に係る新設等の場合に限る。)
- (7) 新設又は移転により設置される事業所の用に供する建物の賃借料の月額の見込額が近隣地域における建物の賃借料の月額に比べ著しく低廉でないこと(賃借型企業立地の場合に限る。)
- (8) 認定申請に係る新設等が次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項及び第4項から第11項までに掲げる営業に係るもの
 - イ 宗教活動又は政治活動に関する事業に係るもの
- (9) 認定申請を行った者が次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 福岡市暴力団排除条例(平成22年福岡市条例第30号)第2条第2号に規定する暴力団員
 - イ 法人でその役員のうちアに該当する者のあるもの
 - ウ 福岡市暴力団排除条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
 - エ 市税を滞納している者

第7条 前条の規定にかかわらず、市長は、認定申請に係る新設等により開始される事業又は設置される機能若しくは施設が、雇用機会の創出、事業機会の増大若しくは税源のかん養に大きく寄与すると認められる場合又は本市の産業の競争力の強化に資すると認められる場合であつて、認定申請の内容が同条第3号から第9号までのいずれにも該当するときは、認定申請に係る新設等について交付対象事業であることを認定することができる。

2 前項の場合における立地交付金の額及び立地交付金を交付する期間は、別表第2又は別表第3に定める立地交付金の額又は立地交付金を交付する期間を参酌して、市長が別に定める。

(交付対象事業の変更認定)

第8条 第6条、前条第1項又は次項の規定による認定(以下「交付対象事業の認定」という。)を受けた者(以下「認定事業者」という。)が、認定を受けた新設等に係る計画の内容を変更しようとするときは、福岡市立地交付金交付対象事業変更認定申請書(様式第3号)を市長に提出し、変更の認定を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更の認定の申請の内容が第6条又は前条第1項の規定による認定をすることができるものであると認めるときは、福岡市立地交付金交付対象事業変更認定通知書(様式第4号)により当該申請を行った者に通知するものとする。

(交付対象事業の認定の取消し)

第9条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付対象事業の認定を取り消し、福岡市立地交付金交付対象事業認定取消通知書(様式第5号)により当該認定事業者に通知するものとする。

- (1) 交付対象事業の認定を受けた新設等を取り止めたとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な行為を行ったと認めるとき。
- (3) この規則の規定に違反したとき。

(交付対象事業の実施の確認)

第10条 認定事業者は、交付対象事業の認定を受けた新設等を実施したときは、実施した日から3月以内に、福岡市立地交付金交付対象事業実施確認申請書(様式第6号)を市長に提出し、その確認を受けなければならない。ただし、賃借型企业立地の場合であって立地交付金の額が800万円を超えないことが見込まれるときは、これを省略することができる。

2 福岡市立地交付金交付対象事業実施確認申請書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(1) 所有型企业立地の場合 次に掲げる書類のうち市長が必要と認めるもの

ア 定款

イ 法人の登記事項証明書

ウ 土地又は建物の登記簿謄本

エ 建物のうち事業所の用に供する部分の延床面積が確認できる書類

オ 建物、構築物及び機械設備その他の資産(以下「建物等」という。)が所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第3号まで又は第6号に掲げる資産であることが確認できる書類

カ 土地若しくは建物等の売買代金又は建物等の工事請負代金の支払いが確認できる書類

キ 別表第2備考第7項に規定する経費の支払いが確認できる書類

ク 外資系企業であることが確認できる書類

ケ 常用雇用者一覧表及び雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し

(2) 賃借型企业立地の場合 次に掲げる書類のうち市長が必要と認めるもの

ア 定款

イ 法人の登記事項証明書

ウ 建物等の賃貸借契約書の写し

エ 別表第3備考第6項に規定する経費の支払いが確認できる書類

オ 外資系企業であることが確認できる書類

カ 常用雇用者一覧表及び雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し

3 市長は、第1項の規定による確認の申請に係る新設等の実施を確認したときは、福岡市立地交付金交付対象事業実施確認通知書(様式第7号)により認定事業者に通知するものとする。

(交付の申請)

第11条 前条第3項の規定による確認を受けた認定事業者(同条第1項ただし書の規定により確認の申請を省略した認定事業者を含む。)は、市長に対し立地交付金の交付を申請することができる。

2 前項の規定による立地交付金の交付の申請は、市長の指定する期間内に、福岡市立地交付金交付申請書(様式第8号)を、市長に提出して行わなければならない。

3 福岡市立地交付金交付申請書には、次に掲げる書類その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(1) 第5条第2項各号に掲げる書類(当該書類の記載内容に変更がある場合に限る。)

(2) 前条第2項第1号アからケまで又は第2号アからカまでに掲げる書類(当該書類の記載内容に変更がある場合及び同条第1項ただし書の規定により確認の申請を省略した場合に限る。)

(3) 市税を滞納していないことを証する書類

(交付決定等)

第12条 市長は、前条第1項の規定による申請の内容を審査し、当該申請に係る新設等が立地交付金を交付すべきものであると認めるときは、立地交付金の交付を決定し、及び予算の範囲内において交付する立地交付金の額を確定し、福岡市立地交付金交付決定通知書(様式第9号)により当該申請を行った者に通知するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の立地交付金について、10年以内の期間で市長が指定する年度ごとに均等に分割して交付することができる。この場合において、年度当たりの交付する額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(交付対象者の事業の継続義務等)

第13条 前条第1項の規定による立地交付金の交付の決定(以下「立地交付金の交付決定」という。)を受けた者(以下「交付対象者」という。)は、立地交付金の交付決定を受けた新設等を実施した日から10年(賃借型企業立地の場合にあつては、5年)が経過する日までの間、当該新設等により開始された事業又は設置された機能若しくは施設を継続し、又は維持しなければならない。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、立地交付金の交付決定の全部を取り消すものとする。

(1) 立地交付金の交付決定を受けた新設等を実施した日から3年(賃借型企業立地の場合にあつては、1年)が経過する日までの間に当該新設等により開始された事業又は設置された機能若しくは施設を縮小し、休止し、又は廃止したと認めるとき。

(2) 立地交付金の交付を辞退したとき。

(3) 虚偽の申請その他不正な行為を行ったと認めるとき。

2 市長は、交付対象者が、前条に定める期間(前項第1号に定める期間を除く。)内に立地交付金の交付決定を受けた新設等により開始された事業又は設置された機能若しくは施設を縮小し、休止し、又は廃止したと認めるときは、立地交付金の交付決定の一部を取り消すものとする。

3 市長は、前条に定める期間内に次の各号のいずれかに該当する場合は、立地交付金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 立地交付金の交付決定を受けた新設等により設置された事業所において常用雇用者が雇用されなくなったとき。

(2) 交付対象者が第6条第9号アからエまでのいずれかに該当したとき。

(3) 交付対象者がこの規則の規定に違反したとき。

4 市長は、前3項の規定により立地交付金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、福岡市立地交付金交付決定取消通知書(様式第10号)により交付対象者に通知するものとする。

(立地交付金の返還)

第15条 市長は、前条第1項から第3項までの規定により立地交付金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に立地交付金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

2 交付対象者は、前項の規定により立地交付金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例(昭和32年福岡市条例第12号)第4条の規定により算出した延滞金を市に納付しなければならない。

3 市長は、前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、延滞金の全部又は

一部を免除することができる。

(事業の報告)

第16条 交付対象者は、立地交付金の交付決定を受けた新設等を実施した日の属する年度の翌年度から10年間(賃借型企业立地の場合にあつては、5年間)、当該新設等により開始された事業又は設置された機能若しくは施設の状況について、毎事業年度終了後3月以内に、福岡市立地交付金交付対象事業状況報告書(様式第11号)により市長に報告しなければならない。

(立入検査等)

第17条 市長は、立地交付金の交付に関し必要があるときは、交付対象者に報告をさせ、又は関係職員にその事業所に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(交付対象者の責務)

第18条 交付対象者は、立地交付金に係る経理について、その収支の事実を明らかにした帳簿、書類等を整備し、第16条に定める期間保存しなければならない。

(地位の承継)

第19条 認定事業者又は交付対象者に係る合併、分割又は譲渡その他の事由により、交付対象事業の認定を受けた新設等に係る計画又は立地交付金の交付決定を受けた新設等により開始された事業若しくは設置された機能若しくは施設を承継しようとする者は、市長の承認を得て、当該認定事業者又は交付対象者の地位を承継することができる。

(規定外の事項)

第20条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 別表第2及び別表第3の規定は、この規則の施行の日から平成28年3月31日までに認定申請を行った者について適用する。

附 則(平成25年3月28日規則第80号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年2月27日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。